

産業廃棄物処理施設変更許可申請書添付書類一覧（申請者が法人の場合）

※申請書において「別紙参照」とした書類に加えて、以下の書類を添付すること。

提出部類	・政令第7条の2に該当しない施設 正本1部 副本1部以上の指定する部数 ・政令第7条の2に該当する施設 正本1部 副本10部程度の指定する部数
No.	添付書類及びその内容
1	生活環境影響調査書
2	変更後の構造及び維持管理に関する計画書 構造基準及び維持管理基準への適合状況を判断できるものとする（添付書類の様式例参照）。
3	変更後の当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 当該施設の形状、寸法、内部構造を明らかにする図面、及び能力計算書（最終処分場においては求積図）。 事業場内の平面図（施設が設置される建屋、敷地の囲い（構造と高さを付記）、出入口、管理事務所、廃棄物・処理後物の保管場所、排ガス・排水処理施設及びそれらの排出口を明示したもの）を添付すること。保管場所については保管容量を計算できる図面とすること。 その他必要に応じて、構造基準への適合状況を審査するための資料を添付すること。
4	（最終処分場以外の施設である場合）変更後の処理工程図 （最終処分場である場合）周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 処理工程図は、変更がある場合のみ添付することとし、産業廃棄物を受入・保管から、処理を行い、処理後の産業廃棄物の保管・搬出までの処理工程フロー図とする。
5	変更後の当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類 技術管理者就任予定者に関する書類に必要事項を記載すること。 講習等の修了証（受講予定であれば受講票など予定を証明する書類）の写しを添付すること。
6	当該産業廃棄物処理施設の変更後の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（借入金がある場合はその返済計画及び収支計画） 施行細則様式第10号によること。 なお、必要に応じて、構造等変更のための施設整備等に要する資金についての同等の資料を求める場合がある。
7	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、及び確定申告書の写し。 法人設立から3年を経過しない場合等、直前3年の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表が添付できない場合は理由書及び追加書類を添付。貸借対照表と損益計算書は直前2年分の有価証券報告書でも可。 債務超過、施設設置に必要な資金が確保できていない、または新たに必要となる運転・維持管理費を賄える利益が計上できていない場合は、経理的基礎の審査のために必要な追加書類を求める（表4-2参照）。 法人税に関する書類（国税）は税務署発行の納税証明書（その1）。3年分を添付できない場合は、理由書、開業届出書写し等の追加書類を提出すること。 確定申告書の写しについては、税務署の受付印が押印されたもの（電子申請など受付印を押印した書面が存在しない場合は、当該申告が受理されていることを示す資料とする。）で、別表1（1）と別表4（必要に応じてその他の添付資料の写しの提出を求めることがある。）。修正申告がある場合は、修正申告書の写しとする。
8	申請者の定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書（法人登記簿謄本）（注3） 登記事項証明書は履歴事項全部証明書とする。
9	法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し（注1）、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2） （注3）（注4） 法第14条第5項第2号ニに規定する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
10	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し（注1）、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）（個人の場合）又は登記事項証明書（法人登記簿謄本）（法人の場合） （注3）（注4） 株主又は出資者が役員と重複する場合の住民票の写し、成年被後見人等に係る登記事項証明書は不要。

(法人の場合 つづき)

No.	添付書類及びその内容
11	申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し（注1）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）（注3）（注4） 政令第6条の10に規定する使用人とは、使用人で次の①、②に掲げるものの代表者であるもの ①本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所） ②①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業にかかる契約を締結する権限を有する者を置くもの。
12	委任状 申請する法人の社員でない者が提出する場合に必要。
13	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を誓約する書面（注4） 施行細則様式第23号による。

(注1) 住民票の写しは、本籍地（外国籍の方の場合は、国籍等）が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないものとする。

(注2) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を証する登記事項証明書をいい、東京・大阪法務局または各地方法務局に申請して発行を受けること。

(注3) 住民票、登記簿の謄本、登記事項証明書、等の各種証明書等は発行日から3ヶ月以内のものであること。

(注4) 以下の許可証（当該許可の日から起算して5年を経過しないものに限る。）の写しを添付（提出時に原本を持参すること。）した場合は省略可とする。（法施行規則第11条第8項）

① 産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証（変更許可を含む）

（「規則第9条の2第8項（又は第10条の4第7項）の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。）

② 特別管理産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証（変更許可を含む）

（「規則第10条の12第2項（又は第10条の16第2項）の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。）

③ 産業廃棄物処理施設設置許可（変更許可を含む）

（「規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。）

※ 表に掲げるもののほか、必要に応じて、変更事項及びその新旧の内容を記載した概要説明書類を添付すること。

産業廃棄物処理施設変更許可申請書添付書類一覧（申請者が個人の場合）

※申請書において「別紙参照」とした書類に加えて、以下の書類を添付すること。

提出部類	・政令第7条の2に該当しない施設 ・政令第7条の2に該当する施設	正本1部 正本1部	副本1部以上の指定する部数 副本10部程度の指定する部数
No.	添付書類及びその内容		
1	(法人の場合のNo. 1～6, 11, 13の書類に同じ)		
2	<p>変更後の当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 技術管理者就任予定者に関する書類に必要事項を記載すること。申請者以外の者が技術管理者となる場合には、当該者が申請者が雇用する者またはその予定になる者であることとし、原則として使用人に位置づけること。 講習等の修了証（受講予定であれば受講票など予定を証明する書類）の写しを添付すること。</p>		
3	<p>資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額と納付額を示す書類、及び直前3年の確定申告書の写し。 資産調書は細則様式第11号により作成し、必要に応じて記載内容を証する書面を添付すること。 債務超過、施設設置に必要な資金が確保できていない、または新たに必要となる運転・維持管理費を賄える利益が計上できていない場合は、経理的基礎の審査のために必要な追加書類を求める（表4-2参照）。 所得税に関する書類（国税）は税務署発行の納税証明書（その1）。3年分を添付できない場合は、理由書、開業届出書写し等の追加書類を提出すること。 確定申告書の写しについては、税務署の受付印が押印されたもの（電子申請など受付印を押印した書面が存在しない場合は、当該申告が受理されていることを示す資料とする。）で、第1表・2表（必要に応じてその他の添付資料の写しの提出を求めることがある。）。修正申告がある場合は、修正申告書の写しとする。</p>		
4	<p>申請者の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 住民票の写しは、本籍地（外国籍の方の場合は、国籍等）が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないものとする。 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を証する登記事項証明書をいい、東京・大阪法務局または各地方方法務局に申請して発行を受けること。 住民票の写し、登記事項証明書等の各種証明書等は発行日から3ヶ月以内のものであること。</p>		
5	<p>申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者）である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注） 住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書については、前項と同じ要件を満たすもの。</p>		
6	<p>委任状 申請する法人の社員でない者が提出する場合に必要。</p>		

(注) 以下の許可証（当該許可の日から起算して5年を経過しないものに限る。）の写しを添付（提出時に原本を持参すること。）した場合は省略可とする。（法施行規則第11条第8項）

- ① 産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証（変更許可を含む）  
（「規則第9条の2第8項（又は第10条の4第7項）の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。）
- ② 特別管理産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証（変更許可を含む）  
（「規則第10条の12第2項（又は第10条の16第2項）の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。）
- ③ 産業廃棄物処理施設設置許可（変更許可を含む）  
（「規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。）

※ 表に掲げるもののほか、必要に応じて、変更事項及びその新旧の内容を記載した概要説明書類を添付すること。

構造基準適合表（設置計画） 【焼却施設】

共通基準 [施行規則第12条]	
技術上の基準	計画内容
I 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	コンクリート基礎の上に固定している。 構造計算を行い設計した架台に固定している。
II 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生じる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	湿式排ガス洗浄装置は耐腐食性材料により構成し、循環水のpH調整装置を設ける。 乾式処理装置においては排ガス温度が酸露点以下とならない温度で自動制御する。
III 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
IV 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
V 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障を生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
VI 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	
個別基準 [施行規則第12条の2]	
技術上の基準	計画内容
外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。	二重扉構造の投入装置を設ける。 (図面〇〇参照)

維持管理基準適合表（維持管理計画） 【焼却施設】

共通基準 [施行規則第12条の6]	
技術上の基準	計画内容
i 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	<p>処理対象物である木くず以外のものが混入しないよう、入門時の積荷の目視、受入直後のダンピング時の内容物検査を行い、不適物は受け入れず持ち帰らせる。検査責任者を選任し、当該検査結果を記録する。</p> <p>CCA 処理木材については排ガスや燃え殻の性状に影響を及ぼすため、契約において禁忌物として明記し、検査においても重点的に検査する。</p> <p>スケールにおいて受入重量を計量し、処理能力を大幅に超過する場合には搬入規制を行う。</p>
ii 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	<p>投入作業におけるマニュアルを作成し、過大投入とならない方法（投入ブースの充填量はブースの3分の2を超えないようにし、投入間隔は10分15分とする）を遵守する。</p> <p>投入回数と時刻は作業従事者が記録し、当該記録は技術管理者が確認する。</p> <p>投入作業状況は技術管理者が随時確認し、異常時は従事者に是正を指示する。当該確認結果及び指示事項は記録する。</p>
iii 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
iv 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
v 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	

共通基準〔施行規則第12条の6〕	
技術上の基準	計画内容
vi 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
vii 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
viii 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすると共に、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	
ix 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	
個別基準〔施行規則第12条の7〕	
技術上の基準	計画内容
<p>燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。</p>	<p>投入作業におけるマニュアルを作成し、二重扉の操作順序（開放状態とならないようにする）、及び定量連続的な投入方法（投入ブースの充填量はブースの3分の2を超えないようにし、投入間隔は10～15分とする）を遵守する。</p> <p>技術管理者が作業状況を随時点検する。</p>